

入院費の支払いについて

70歳未満の自己負担限度額(月額)について(限度額は所得によって異なります)

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	3ヶ月以上ご負担された方(※1)	食事代(1食)
ア	年収約1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得(※1)901万円越の方	270,300円 + (月額総医療費－901,000円) × 1%	140,100円	550円
イ	年収約770～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万円以上79万円未満の方 国保：年間所得600万円越901万円以下の方	179,100円 + (月額総医療費－597,000円) × 1%	93,000円	550円
ウ	年収約370～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万円以上50万円未満の方 国保：年間所得210万円越600万円以下の方	85,800円 + (月額総医療費－286,000円) × 1%	44,400円	550円
エ	年収約370万円の方 健保：標準報酬月額26万円未満の方 国保：年間所得210万円以下の方	61,500円	44,400円	550円
オ	住民税非課税の方	36,900円	24,600円	入院90日未満 270円 入院90日以上 220円

(※1) 高額療養費を申請される月以前の直近12ヶ月の間に高額医療費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は4ヶ月目から「多数該当」扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。食事代について、入院90日以上に該当となる場合は、新たに申請が必要となります。

70歳以上の自己負担限度額(月額)(限度額は所得によって異なります)

被保険者の所得区分		自己負担限度額		食事代 (1食)
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)	
①現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額 83 万円以上で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	270,300 円 + (総医療費－ 901,000 円) × 1% [多数該当：140,100 円] (※)		550 円
	現役並みⅡ (標準報酬月額 53 万～79 万円で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	179,100 円 + (総医療費－ 597,000 円) × 1% [多数該当：93,000 円] (※)		
	現役並みⅠ (標準報酬月額 28 万～50 万円で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	85,800 円 + (総医療費－ 286,000 円) × 1% [多数該当：44,400 円] (※)		
②一般所得者 (①および③以外の方)		22,000 円 (年間上限 21.6 万円)	61,500 円 [多数該当:44,400 円] (※)	
③低所得者	低所得区分Ⅱ (入院 90 日以内)	11,000 円 (年間上限額 96,000 円)	25,700 円	270 円
	低所得区分Ⅱ (入院 90 日以上)			220 円
	低所得区分Ⅰ	8,000 円	15,700 円	130 円

注意

- ①「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、保険者へ事前に申請をして交付を受けてください。
※手続き等ご不明の点がありましたら、詳しくは、加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。
※マイナンバーカードをお持ちで入院当日に入院窓口にて提示される方は「限度額適用認定証」の事前申請の必要はありません。
- ②食事負担や保険外分(差額ベッド代、リース病衣(パジャマ)代等)はこの限度額適用の対象外で、別途自己負担となります。